

■請願 市職員の天下りを規制する条例の制定について（23. 5.19 受理第 12 号） 資料

1 国家公務員の再就職に関する規制

国では、国家公務員法第 106 条の 2～4により、①職員による再就職の斡旋、②在職中の求職活動、③再就職者による働きかけについて、規制されています。

第 106 条の 2（再就職の斡旋の規制）

職員は、他の役職員又は役職員であった者の再就職の斡旋をしてはならない。

※ただし、「官民人事交流センター」による斡旋を除く。

第 106 条の 3（在職中の求職活動の規制）

職員は、職務に利害関係を有する営利企業等に対して求職活動をしてはならない。

※ただし、「官民人事交流センター」による紹介を受けた企業等に対して行う求職活動を除く。

第 106 条の 4（再就職者による依頼等（働きかけ）の規制）

営利企業等の地位に就いている再就職者は、離職前 5 年間に在籍した局等の役職員に対し、契約等事務であって、離職前 5 年間の職務に属するものに関し、離職後 2 年間、職務上の行為をするよう（しないよう）要求・依頼をしてはならない。

2 本市職員の再就職に関する規制

本市では、「横浜市職員の再就職に関する取扱要綱」で、①職務と密接な関係にある民間企業への再就職の自粛と、②退職職員による現職職員への働きかけの禁止を規定しています。

（再就職の自粛）

第 8 条 本市職員は、退職後 2 年間は、その退職前 2 年間に所管した職務と密接な関係にある企業※への再就職を自粛することとし、区局長は職員に対しこれを指導するものとする。

- 2 本市職員が前項に定める期間内において、特別な事情によりやむを得ず、その退職前 2 年間の職務と密接な関係にある企業に再就職する場合は、退職後 2 年間は、本市公共事業の受注に関する営業に従事しないよう、本市職員及び再就職先企業に対し要請するものとする。この場合において、要請は文書により行うものとする。

※本要綱第 1 条において、企業とは、民間企業（株式会社等営利を目的とする法人）と定義され、市の事務事業と関連を有する業務を行っている外郭団体等は含まれません。

（退職職員の働きかけの禁止）

第 9 条 企業に再就職した本市職員は、退職後 2 年間は、当該企業が関係する契約等が退職前 2 年間に主管していた職務に関係する場合は、本市の現職職員に対し、当該企業に利益を誘導すること等の働きかけを行うことを禁止する。